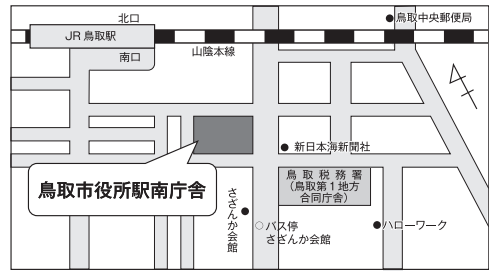


□鳥取税務署での確定申告

会場 鳥取市役所駅南庁舎 地下1階第5会議室
日程 (平日) 2月16日(水)～3月15日(火)
 (休日会場日) 2月20日(日)・27日(日)
受付時間 午前8時30分～午後4時
相談時間 午前9時～午後5時



【注意事項】

- ①確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。入場整理券は、申告会場での当日配布のほか、LINE(ライン)での事前発行も可能です。整理券の枚数には限りがあるため、後日の来場をお願いすることがあります。
- ②作成済の申告書は、**郵送や電子申告**により提出ください。
- ③駐車場には台数に限りがあるため、来場には公共交通機関を利用ください。「**スマホから確定申告**」についても確認し、密を作らない申告に協力ください。

□マイナンバーカードの発行申請について

確定申告の相談会場でマイナンバーカードの発行申請を受け付けます。顔写真も会場で撮影しますので、本人確認書類を持参するだけで手続きできます。マイナンバー通知カードをお持ちの場合はご持参ください。(発行申請以外の手続きは役場税務住民課での対応となりますのでご了承ください。)申請からおよそ1か月でマイナンバーカードを取得できます。




スマホから確定申告

医療費控除もスマホから

- ### 1 スマホ専用画面


給与所得、雑所得や一時所得がある方など、多くの方が**スマホ専用画面**をご利用いただけます。

申告書の作成はこちらから！



- ### 2 医療費控除の明細書が必要

医療費控除を受ける際は「**医療費控除の明細書**」の提出が必要です。「医療費のお知らせ」を添付すると明細書の記入を一部省略できます。

令和2年分の確定申告からは「**医療費の領収書**」の添付又は提示による申告はできません。


鳥取税務署

国税庁HP
検索



【税理士による無料相談会】

中国税理士会鳥取支部の税理士に、無料で税に関する相談ができます。
 ※鳥取県版新型コロナウイルス警報が発令した場合、中止となることがあります。

会場 とりぎん文化会館
日時 2月23日(水・祝)午前10時～午後4時
【予約・問合せ先】 中国税理士会鳥取支部事務局
 ☎0857-26-9563



問合せ先 役場税務住民課 ☎75-4117